

由布市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画 策定支援業務委託仕様書（案）

1. 業務名

由布市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2. 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 目的

国や県の動向、由布市高齢者の状況等を的確に把握し、由布市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（以下、第 10 期計画という。）を策定することを目的とする。なお、第 10 期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

4. 一体的に策定する計画（事項）

- ・老人福祉計画（老人福祉法第二十条の八に基づく計画）
- ・介護保険事業計画（介護保険法第百十七条に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画）

5. 業務内容

<令和 7 年度（2025 年度）業務>

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、由布市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、由布市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）アンケート調査の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、委託者が行う。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施・分析

日常生活圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。また、由布市における認知症施策を検討する基礎とするために、認知症に関する設問も加えること。

委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65 歳以上の一般高齢者及び要支援 1・2 の高齢者
配布数	1 種 9,500 件程度（回収率 60.0%見込み）
調査方法	郵送法
質問項目数	90 項目程度
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の実施・分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要支援・要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。

委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	要支援・要介護認定を受けている由布市介護保険第 1 号被保険者の家族
調査数	1 種 1,800 件程度（回収率 60.0%見込み）
調査方法	郵送法（接続方式）
質問項目数	30 項目程度
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

※アンケート調査にかかる業務分担

委託者	受託者
①実施方針の確定 ②調査票原案の検討と確定 ③サンプリングの実施 ④宛名ラベル作成・印刷 ⑤調査票の配布・回収・開封作業 ⑥回収票の管理 ⑦調査結果資料の確認 ※調査票の発送及び回収に係る経費は市で負担する。	①実施方針の協議・確認 ②調査票原案の作成と補修正 ③調査票の印刷 ④発送用・回収用封筒の作成 ⑤封入封緘、宛名ラベル貼付け作業 ⑥回収票の数値・自由記述入力 ⑦単純集計・クロス集計 ⑧調査結果の分析・グラフ化 ⑨調査結果資料の作成と補修正

<令和8年度（2026年度）業務>

（３）給付実績集計・分析の実施

委託者が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、要支援・要介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析作業を行う。

（４）計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

（５）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

（６）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び由布市の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（７）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

（８）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（6回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス及び議事録（要旨）の作成等の支援を行う。

（９）介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供支援

介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

（10）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月 1 回以上の頻度で委託者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

6. 成果品

(1) 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査

- ・調査票：各 10 部
- ・調査報告書（A4 判、100 頁程度、1 色刷）：50 部
報告書の形態は概ね前回の報告書に準ずるものとする。
- ・電子データ一式（Microsoft Word 形式、PDF 形式及び CD-ROM）

(2) 由布市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

- ・計画書（A4 判、120 頁程度、表紙カラー、本文 1 色刷）：300 部
計画書は第 9 期計画書と同等とする。
- ・電子データ一式（Microsoft Word 形式、PDF 形式及び CD-ROM）

留意事項

- ①イラスト、図表を用い、市民にわかりやすい構成、内容とすること。
- ②人権侵害等の恐れのある曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

(3) 情報提供資料一式

7. 支払

委託料の支払いは、各年度の業務終了後、請求に基づき各年度毎に一括で支払う。

令和 7 年度上限額 6,490,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和 8 年度上限額 4,730,000 円（諸費税及び地方消費税の額を含む）

8. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (4) 受託者は、市の委託目的の意図を十分理解したうえで、作業に当たること。不明な点が生じたときは速やかに市に確認すること。

- (5) 計画の策定に伴い、受託者が市の有する資料、情報を必要とするときは、事前に市に申し出ること。市はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (6) 本仕様書にない委託内容であっても、本委託目的を達成するために必要なものであれば、市に対しこれを積極的に提言すること。
- (7) 成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、無償で必要な処置を行うこと。
- (8) 業務終了時には、回収した調査回答票及び集計に使用したデータや資料を委託者に返還すること。

以上